

児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付の手引き



社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

目 次

1	貸付制度の概要	．．．．．	1
2	貸付の申請	．．．．．	2
3	貸付の決定と交付等	．．．．．	3
4	貸付契約の解除	．．．．．	3
5	返還	．．．．．	4
6	返還の債務の履行猶予	．．．．．	5
7	返還の債務の当然免除	．．．．．	5
8	返還の債務の裁量免除	．．．．．	6
	【就業等の考え方】	．．．．．	7
9	現況確認	．．．．．	8
10	問合せ先及び提出先	．．．．．	8
	【よくある質問】	．．．．．	9
	【各種手続】	．．．．．	12
	【フローチャート】進学者、就職者、資格取得者	．．．．．	16
	【様式一覧】	．．．．．	19

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付の手引き

大学等への進学や就職に伴い児童養護施設等を退所した後の安定した生活基盤をつくるうえで必要な資金を貸付け、自立の促進を図ることを目的とします。また、児童養護施設に入所中等に就職するうえで必要な資格の取得にかかる費用を貸付します。

貸付終了後、一定期間就業した場合は、全額又は一部返還が免除されます。

1 貸付制度の概要

種類	対象者	期間	貸付額	返還免除
生活支援費	児童養護施設等※退所者又は里親等※委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者	大学等の正規修学年数	月額5万円	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除
家賃支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者又は就職している者	(進学者) 大学等の正規修学年数 (就職者) 施設退所等から2年を限度とする就労期間	相当額（居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額を上限） 長崎市：36,000円	(進学者) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除 (就職者) 就職した日から5年間就業を継続した場合は、全額免除
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中、退所した者又は里親等に委託中、解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者		資格取得に要した費用の実費とし、25万円を上限（千円未満切捨）	就職した日から2年間就業を継続した場合は、全額免除
○利子：無利子 ○連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます。 ○実施主体：長崎県社会福祉協議会 ○申込方法：申請書に必要書類を添えて長崎県社会福祉協議会に提出してください。 ※児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム				

2 貸付の申請

児童自立支援資金の貸付けを希望する者は、下記の書類を準備し児童養護施設等又は児童相談所を通じて長崎県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出してください。

（１）生活支援費

- ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（様式第１号）
- ② 児童養護施設等の施設長意見書（様式第２号）
- ③ 申請者が未成年の場合 法定代理人の同意書（取れない場合は不要。）（様式第３号）
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第４号）
- ⑤ 住民票抄本（世帯全員のもので個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 大学等の在学証明書
- ⑦ 修学期間の収支計画書（任意様式）

（２）家賃支援費

- ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（様式第１号）
- ② 児童養護施設等の施設長意見書（様式第２号）
- ③ 申請者が未成年の場合 法定代理人の同意書（取れない場合は不要。）（様式第３号）
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第４号）
- ⑤ 住民票抄本（世帯全員のもので個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 進学者にあっては、大学等の在学証明書
- ⑦ 就職者にあっては、業務従事報告書（様式第２２号）等就業先がわかる書類
- ⑧ 賃貸借契約書の写し（家賃がわかる部分を含む）

（３）資格取得支援費

- ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（様式第１号）
- ② 児童養護施設等の施設長意見書（様式第２号）
- ③ 申請者が未成年の場合 法定代理人の同意書（取れない場合は不要。）（様式第３号）
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第４号）
- ⑤ 住民票抄本（世帯全員のもので個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 資格取得に係る費用がわかる書類（見積書の写し等）
- ⑦ 進学者にあっては、大学等の在学証明書

注意）（１）（２）（３）のいずれの申請においても、書類の漏れがないように申請書チェックシートで確認のうえ、申請書に添えて提出してください。

3 貸付の決定と交付等

(1) 貸付決定

貸付けの可否は「自立支援資金貸付決定通知書」又は「自立支援資金貸付不承認通知書」により申請者等と入所していた施設にも併せて通知します。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から 概ね2週間以内に次の①～④の書類を提出してください。

- ① 自立支援資金借用書(借用金額に応じた収入印紙を貼付し、割印が必要です。)

【収入印紙】

○10万円以下の場合	200円
○10万円超～50万円以下の場合	400円
○50万円超～100万円以下の場合	1,000円
○100万円超の場合	2,000円

- ② 印鑑証明書(申請者と連帯保証人分) ※発行から3か月以内のもの
③ 振込口座申請書
④ 振込口座通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、カタカナ口座名義のわかるページ)

(3) 資金の交付

- ① 家賃支援費及び生活支援費
原則として、年間を半期に分割し、各6か月分を交付します。
② 資格取得支援費
一括で交付します。

(4) 資格取得後の提出書類

資金の交付後、資格を取得したときは、直ちに資格取得届(様式第20号)に取得した資格がわかる書類(写し)[例 運転免許証の写し]を添付して提出してください。

4 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、貸付契約が解除されます。状況に応じて所定の届を提出してください。

なお、貸付辞退により借用金額に差異が生じた場合、借用書の再提出を求める場合があります。

- (1) 貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき
 - ・休学・退学・停学・留年届（様式第14号）
- (2) 貸付けを受けている就職者が就業先を退職したとき
 - ・退職届（様式第18号）
- (3) 貸付けを受けている進学者又は就職者が自立支援資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - ・自立支援資金貸付辞退届（様式第7号）
- (4) 貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したとき
 - ・借受人死亡届（様式第21号）
- (5) 虚偽その他不正の方法により自立支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- (6) その他自立支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

注意）これらに該当した場合は、まずは県社協担当者で電話でお知らせください。

5 返還

次のいずれかに該当する場合には、事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

- (1) 返還対象
 - ① 貸付契約が解除されたとき
 - ② 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
 - ③ 資格取得支援費の貸付けを受けた方が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
 - ④ 業務外の事由により死亡又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- (2) 提出書類
 - 自立支援資金返還計画書（様式第9号）
- (3) 返還方法
 - 返還金は、原則として月賦により指定された県社協の金融機関口座へ送金していただきます。
 - なお、繰り上げて返還することは可能です。

6 返還の債務の履行猶予

次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができます。

(1) 猶予対象

- ① 進学者が貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ② 資格取得希望者が児童養護施設等に入所中、又は里親等へ委託中であるとき
- ③ 資格取得希望者が大学等（大学院を含む）に在学しているとき
- ④ 進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- ⑤ 進学者、就職者又は資格取得希望者が一旦離職後、求職活動をしているとき
- ⑥ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2) 提出書類

- ① 自立支援資金返還猶予申請書（様式第10号）
- ② 業務従事報告書（様式第22号）、在学証明書等、事由を証明する書類

(3) 提出期限

当該事由が生じた日から14日以内

(4) 猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人、連帯保証人に通知します。

7 返還の債務の当然免除

次のいずれかに該当する場合には、返還の債務の全部が免除されます。

(1) 免除の条件

- ① 進学者
借受人が大学等を卒業した日から1年以内に就職し、5年間継続して就業に従事したとき
- ② 就職者
借受人が就職した日から5年間継続して就業に従事したとき
- ③ 資格取得希望者
 - ・借受人が就職した日から2年間継続して就業に従事したとき
 - ・借受人が大学等へ進学した後に貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、2年間継続して就業に従事したとき
- ④ 進学者・就職者・資格取得希望者共通

借受人が就業期間中に業務に起因する死亡、又は疾病、その他やむを得ない理由により就業を継続することができなくなったと認められるとき

注意) 返還免除要件を達成するまでの期間は、返還猶予を受けておく必要があります。期限までに手続がなく猶予を受けていない場合は、返還免除とならず、業務に従事していた場合であっても返還開始となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類

- ① 自立支援資金返還当然免除申請書 (様式第 1 1 号)
 - ② 業務従事証明書 (様式第 1 1 - 2 号) 等、事由を証明する書類
 - ③ (1) ④の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し
- ※その他、必要な書類の提出を求めることがあります。

(3) 免除の決定

返還免除の可否は、審査のうえ決定し、借受人等と出身施設等にも併せて通知します。

8 返還の債務の裁量免除

次のいずれかに該当する場合には、裁量により一部が免除されることがあります。

(1) 免除対象

- ① 貸付けを受けた進学者又は就職者が貸付けを受けた期間以上就業を継続したと認められるとき
 - ② 貸付けを受けた資格取得希望者が 1 年以上就業を継続したと認められるとき
- ※ただし、本人の責による事由で免職又は特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。

(2) 返還免除額の算出方法

免除の額は、就業を継続した期間を、貸付を受けた期間 (この期間が 4 年に満たないときは 4 年とする。) の 4 分の 5 に相当する期間で除して得た数値 (この数値が 1 を超えるときは、1 とする) を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、(1) ②の場合は返還の債務の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(3) 提出書類

- ① 自立支援資金返還裁量免除申請書 (様式第 1 2 号)
 - ② 業務従事証明書 (様式第 1 1 - 2 号) 等、事由を証明する書類
- ※その他、必要な書類の提出を求めることがあります。

(4) 免除の決定

返還免除の可否は、審査のうえ決定し、借受人等と出身施設等にも併せて通知します。

【就業等の考え方】

（１）「就業」の定義

1週間の所定労働時間が20時間以上である労働をいいます（1日当たりの労働時間に特段の定めはありません）。

（２）「就業継続」についての考え方

- ① いったん離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合は、求職期間中も継続して就業しているものとみなし、就業継続期間に算入します。ただし、算入できる期間は最長1年間となります。

なお、就業継続期間に算入できなかった1年を超えた求職期間については、就業しているものとみなして裁量猶予の対象とします。

- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により退職したが、その事由が止んだ後に再就職が見込まれる場合には、引き続き就業しているものとみなします。ただし、当該離職期間は就業継続期間には算入されません。

※「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合となります。

（３）「求職活動」についての考え方

公共職業安定所等に求職登録をしたうえで、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 月1回以上求人への応募を行った場合
- ② 次のような活動を、原則月2回以上行っている場合
- ・ 公共職業安定所、許可又は届出のある民間民間職業紹介機関、労働派遣機関等が行う職業相談及び職業紹介等
 - ・ 公的機関等が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
- ※単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは、求職活動には該当しません。
- ③ 公共職業安定所長の指示又は推薦により公共職業訓練等を受講する場合
- ④ 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合
- ⑤ 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ⑥ 公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
- ⑦ 就労系障害福祉サービス等を利用している場合

就職した後に一旦離職し、求職活動を行った期間は、返還免除の要件である就業継続期間に最長1年間算入されます。返還免除の審査に必要ですので、求職活動実施状況届（様式第19号）を県社協へ提出してください。

9 現況確認

生活支援費及び家賃支援費の借受人は、返還債務の手続きが完結するまでの間、当該年の4月1日の現況を報告してください。

(1) 提出書類

- ① 現況報告書(様式第23号)
- ② 在学中にあっては在学証明書
- ③ 在職中にあっては業務従事報告書(様式第22号)

(2) 提出期限

毎年4月15日頃まで

10 問合せ先及び提出先

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2階
長崎県社会福祉協議会 生活支援課

【児童養護施設退所者等に対する自立支援金貸付担当】

TEL：095-846-8639

【よくある質問】

（１）申請方法について

Q 1 児童養護施設退所児童等自立支援資金の手続きはどうすればいいですか。

A 対象となる方が申請書類を作成し、児童養護施設等又は里親等を通じて長崎県社会福祉協議会生活支援課にお申し込みください。

（２）貸付対象について

Q 1 施設入所等の措置延長がされている場合は貸付対象となりますか。

A 措置延長されている場合は資格取得支援資金のみ対象となります。措置解除後に対象となる場合にはお申し込みできます。

Q 2 大学や専門学校在学中に措置延長の期限に至り、措置解除された場合、貸付は受けられますか。

A 措置解除された時点で大学等に在学中の場合は、卒業までの期間、進学者として貸付けを受けることができます。

なお、措置解除から卒業までの期間がわずかであっても、卒業後に就職者として貸付けを受けることはできません。

Q 3 保護者が生活保護を受給しているなどして経済的に支援することができない場合、「保護者等からの支援が得られない」に該当しますか。

A 当該ケースでは保護者等からの支援が得られないものと判断できます。

Q 4 施設退所後に１年間大学に通い、２年次から生活支援資金と家賃支援資金の貸付を受けることができますか。

A ２年次から貸付を受けることは可能ですが、正規の修学期間（この場合は大学２年～４年次分）を対象とした貸付けとなります。

Q 5 施設を退所してから１年後に専門学校に進学した場合、生活支援資金と家賃支援資金を受けることができますか。

A 進学を機に施設退所した方でないと、貸付対象となりません。就職した場合も同様です。

Q6 大学に進学する予定ですが、授業料については日本学生支援機構の奨学金との併用は可能ですか。

A 各種奨学金との併用は可能です。

（３）貸付額について

Q1 大学進学に伴い、生活支援費と家賃支援費の利用を考えていますが、申請にあたって準備することはありますか。

A 新たな住まいで一人暮らしをしながら卒業まできちんと生活していくことは、とても大変なことです。そのためには、しっかりとした見通し、特に修学期間（大学なら４年間）を通した、学費や生活費などの費用と奨学金、アルバイト、貸付金などの収入を対比した、無理のない資金計画をたてることが大切です。申請の際に、「修学期間の収支計画書」の提出が必要となりますので、先生方とよく相談しながら、しっかりとした計画を考えてください。

Q2 家賃支援資金を申請するにあたり、基準額はどのように確認すればいいですか。

A 長崎県内にお住いの場合には、長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。県外の場合はそれぞれ級地が設定されているため、住所地を管轄する福祉事務所にお問い合わせください。

（４）貸付金の送金について

Q1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか。

A 貸付決定後に借用書により契約を交わした後、指定の口座に送金をします。詳細については長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。

（５）貸付期間中について

Q1 大学に進学して貸付けを受けていたが、中退して就職した場合は、貸付はどうなりますか。

A 原則として、貸付対象とはならず、それまでの貸付金は返還対象となります。詳細については長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。

Q2 大学院に進学した場合は貸付の対象となりますか。

A 大学院等へ進学した場合は、貸付対象とはなりません。

Q3 大学在学中に、やむを得ない理由で1年休学することになりましたが、卒業までの期間の貸付を受けることはできますか。

A 理由に関わらず、正規の修学期間以上の貸付けはできません。詳細については長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。

(6) 返還について

Q1 返還決定した後に計画通りに返済しなかった場合は、どのようなになりますか。

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して3.0%の延滞利子が発生します。
(令和2年3月以前契約分は5.0%)

(7) 現況報告について

Q1 現況報告書等は毎年提出する必要がありますか。

A 現況報告書は、返還債務の手続きが完了するまでの間、その年の4月1日の現況について毎年4月15日までに県会協会長に報告する必要があります。その際は、修学中の方は在学証明書を、在職中の方は業務従事報告書を添付してください。

【各種手続】

(1) 進学者

区分	事項	提出書類	様式
在 学 中	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 法定代理人の同意書 個人情報の取扱同意書 住民票の写し 在学証明書 賃貸契約書の写し（家賃月額の記載部分） 修学期間の収支計画書 申請書チェックシート	第1号 第2号 第3号 第4号
	貸付決定を受けたとき	借用書（収入印紙を貼付） 振込口座申請書 振込口座通帳の写し 印鑑登録証明書（発行から3か月以内）	第5号 第6号
	家賃額が変更したとき	家賃支援費資金貸付変更申請書	第8号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第7号
	休学、退学、停学、留年したとき	休学・停学・退学・留年届	第14号
	復学したとき	復学届	第15号
	修学中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし在学証明書を添付	第23号
卒 業 後	卒業したとき	卒業届 卒業証書の写し	第16号
	就職したとき	業務従事報告書 自立支援資金返済猶予申請書	第22号 第10号
	就職先を変更したとき	就業先変更届 業務従事証明書	第17号 第11-2号
	退職したとき	退職届	第18号
	求職活動をしているとき	求職活動実施状況届	第19号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還当然免除申請書 業務従事証明書	第11号 第11-2号
	退職し、返還を希望するとき	退職届 自立支援資金返還計画書	第18号 第9号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし業務従事報告書を添付	第23号 第22号

(2) 就職者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 法定代理人の同意書 個人情報の取扱同意書 住民票の写し 業務従事報告書等就職先がわかる書類 賃貸契約書の写し（家賃月額の記載部分） 申請書チェックシート	第1号 第2号 第3号 第4号 第22号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用書（収入印紙を貼付） 振込口座申請書 振込口座通帳の写し 印鑑登録証明書（発行から3か月以内）	第5号 第6号
	家賃額が変更したとき	家賃支援費資金貸付変更申請書	第8号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第7号
	就職したとき	業務従事報告書 自立支援資金返済猶予申請書	第22号 第10号
	就職先を変更したとき	就業先変更届 業務従事証明書	第17号 第11-2号
	退職したとき	退職届	第18号
	求職活動をしているとき	求職活動実施状況届	第19号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還当然免除申請書 業務従事証明書	第11号 第11-2号
	退職し、返還を希望するとき	退職届 自立支援資金返還計画書	第18号 第9号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし業務従事報告書を添付	第23号 第22号

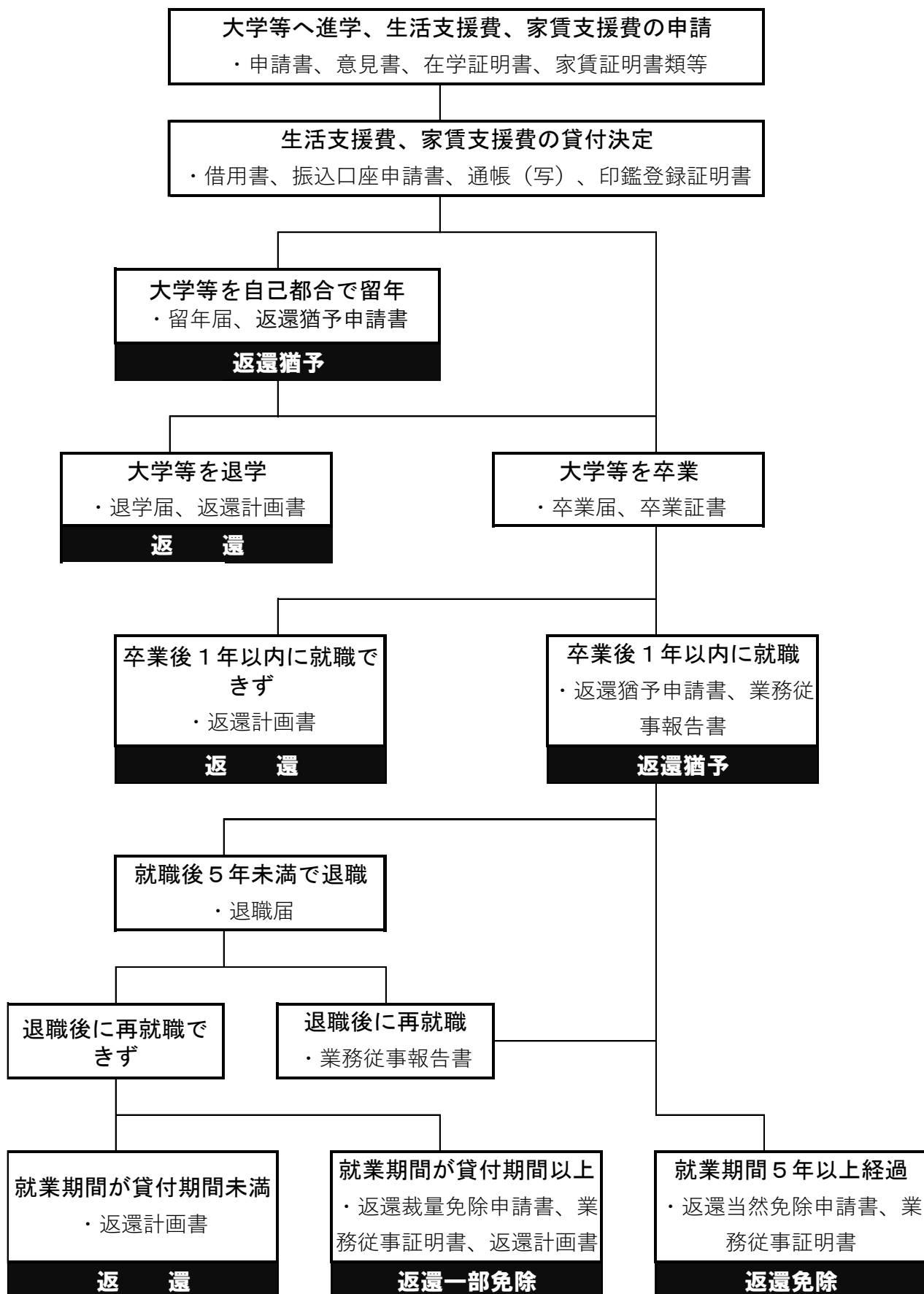
(3) 資格取得支援費希望者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 法定代理人の同意書 個人情報の取扱同意書 住民票の写し 資格取得に係る費用がわかる書類（見積書の写し等） 進学者は、大学等の在学証明書 申請書チェックシート	第1号 第2号 第3号 第4号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用書（収入印紙を貼付） 振込口座申請書 振込口座通帳の写し 印鑑登録証明書（発行から3か月以内）	第5号 第6号
	資格を取得したとき	資格取得届 取得した資格がわかる書類（写し） ※在学又は就職している場合は、 自立支援資金返済猶予申請書 在学証明書 業務従事証明書	第20号 第10号 第11-2号
	2年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還当然免除申請書 業務従事証明書	第11号 第11-2号
	就職先を変更したとき	就業先変更届 業務従事証明書	第17号 第11-2号
	退職し、返還を希望するとき	退職届 自立支援資金返還計画書	第18号 第9号
	在学中又は就業中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし在学、業務従事報告書を添付	第23号 第22号

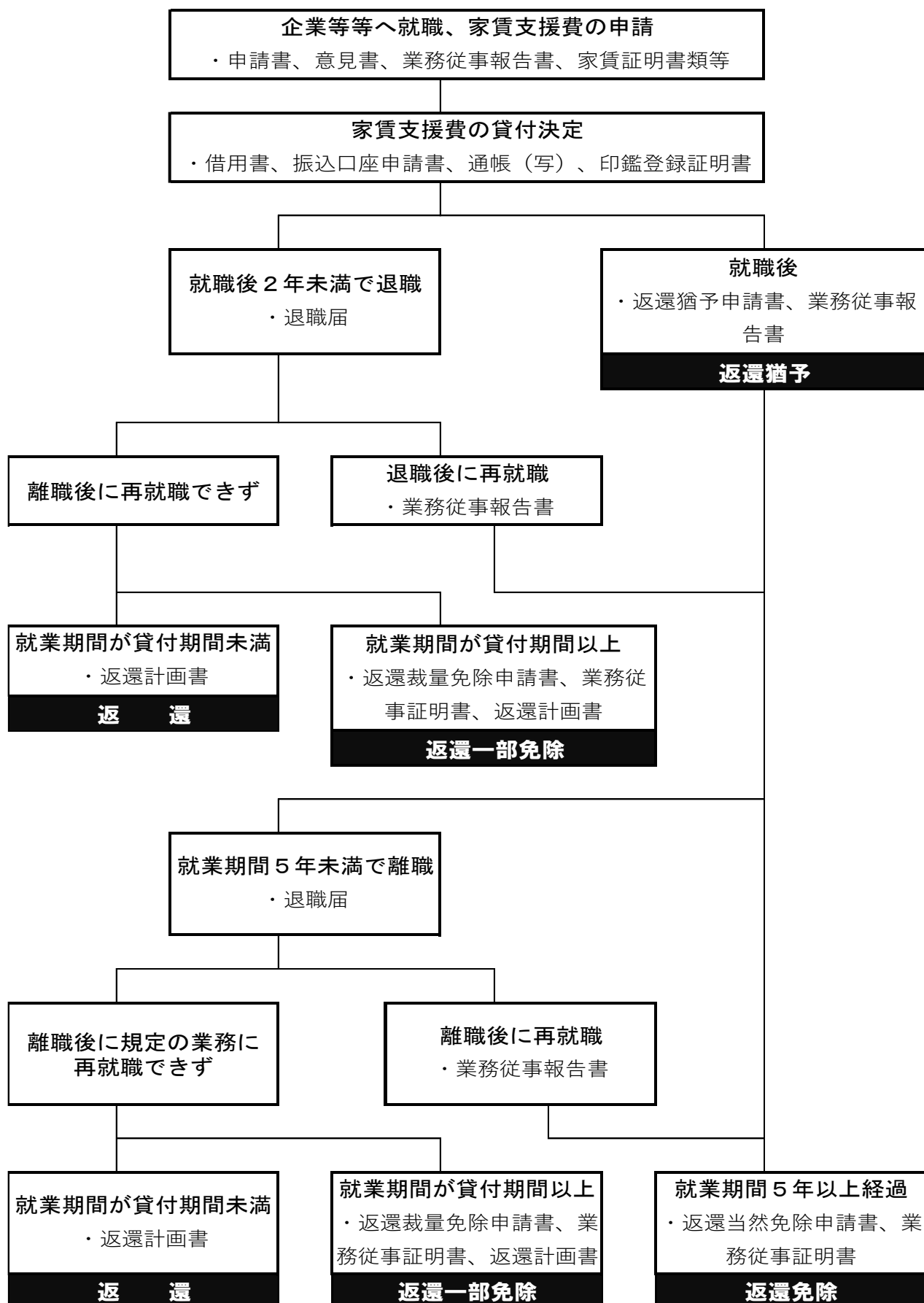
(4) 進学者、就職者、資格取得者共通

区分	事項	提出書類	様式
その他	借受人が死亡したとき	借受人死亡届 死亡診断書の写し	第21号
	住所又は氏名を変更したとき	氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、家賃支援費利用の場合は家賃がわかる書類を添付	第13号
	連帯保証人の住所又は氏名に変更があるとき	氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、家賃支援費利用の場合は家賃がわかる書類を	第13号
	連帯保証人を変更したいとき	連帯保証人変更届 新連帯保証人の印鑑証明書	第24号
	返還猶予を申請するとき	自立支援資金返済猶予申請書 在学証明書 業務従事報告書	第10号 第22号

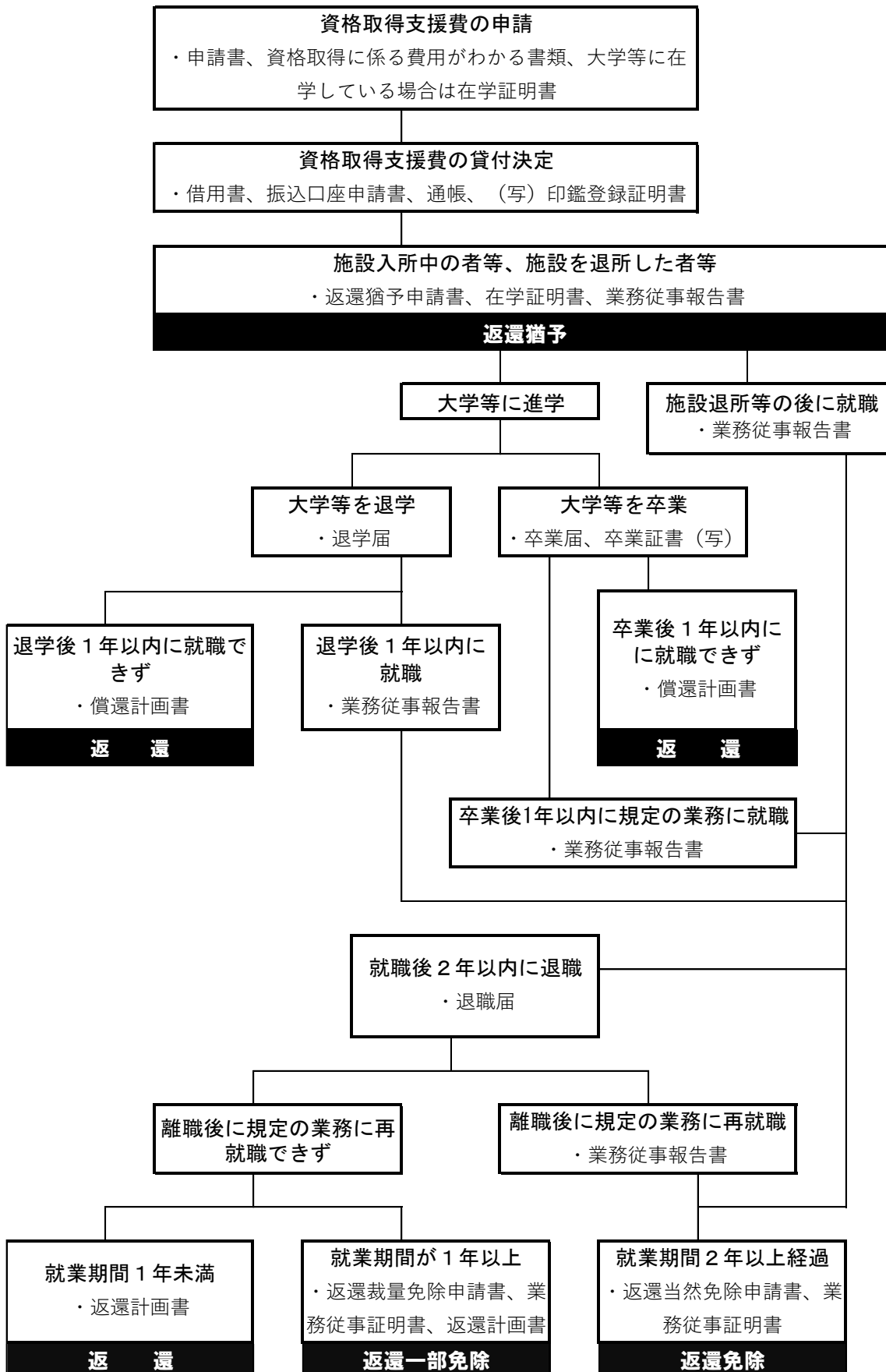
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（進学者）フローチャート



児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（就職者）フローチャート



児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（資格取得者）フローチャート



様式一覧

様式番号	様式名
様式第 1 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書
様式第 2 号	児童養護施設等の施設長意見書
様式第 3 号	法定代理人の同意書
様式第 4 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書
様式第 5 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金借用書
様式第 6 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金振込口座申請書
様式第 7 号	自立支援資金貸付辞退届
様式第 8 号	家賃支援費貸付変更申請書
様式第 9 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還計画書
様式第 10 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還猶予申請書
様式第 11 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還当然免除申請書
様式第 11－2 号	業務従事証明書
様式第 12 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還裁量免除申請書
様式第 13 号	氏名等変更届
様式第 14 号	休学・退学・停学・留年届
様式第 15 号	復学届
様式第 16 号	卒業届
様式第 17 号	就業先変更届
様式第 18 号	退職届
様式第 19 号	求職活動実施状況届
様式第 20 号	資格取得届
様式第 21 号	借受人死亡届
様式第 22 号	業務従事報告書
様式第 23 号	現況報告書
様式第 24 号	連帯保証人変更届
	申請書チェックシート

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

私は、同意事項に同意のうえ、下記のとおり自立支援資金の貸付を受けたく申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	西暦 年 月 日生(歳) 男・女	
	氏名	印			
	フリガナ				
	住所	〒			
電話番号			メールアドレス		
児童養護施設等	施設等名				
	所在地		電話番号		
	退所・解除(予定)年月日		令和 年 月 日		
勤務先	職場名				
	所在地		電話番号		
	就職年月日		令和 年 月 日		
進学・在学 学校名	学校名				
	所在地		電話番号		
	入学年月日		令和 年 月 日		
	卒業予定年月日		令和 年 月 日(予定)		
□就職者	貸付希望 金額および 期間	家賃支 援費	① 1か月あたりの家賃額 円		
			② 勤務先の住宅手当等の額 月額 円		
			③ 申請額 月額 円 (①－②)		
			令和 年 月 から 令和 年 月まで (か月分)		
			計 円 (月額上限:生活保護の住宅扶助額)		

様式第1号(裏)

□進学者	貸付希望金額および期間	家賃支援費	① 1か月あたりの家賃額 円 ② 住宅補助等の額 月額 円 ③ 申請額 月額 円 (①－②) 令和 年 月 から 令和 年 月まで (か月分) (月額上限:生活保護の住宅扶助額)		
		生活支援費	①生活支援費 (月額 50,000 円) 令和 年 月 から 令和 年 月まで (か月分) ② 医療機関を定期的に受診する場合、医療費などの実費相当額を追加可能 令和 年 月 から 令和 年 月まで (か月分)※上限24か月 計 円		
□資格取得希望者	資格取得に要する費用①	円			
	①の内訳(受講料、テキスト代等の内容と金額)	()	円		
		()	円		
		()	円		
	②資格取得等特別加算費(児童入所施設措置費等国庫負担金)の額	円			
	③資格取得にあたり、他の公的援助等を受けている額	円			
	貸付希望金額④(①－②－③)	資格取得支援費 円 (上限250, 000円)			
	資格名				
実施機関名					
資格取得予定日	令和 年 月 日				
他の貸付の申込みの有無	有 ・ 無	ある場合、資金名称			

当該申請に基づき自立支援資金の貸付が承認された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人	フリガナ			生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
	氏名	⑤					
	住 所	〒 -		申請者との関係		世帯員数	人
				電話番号			
	職業		勤務先名称	Tel () -			
	前年度年収(住民税納税額)	(万円 円)	勤務先住所	〒 -			

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

1. 申請者は、この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
2. 申請者は、本資金の関係法令および規程等に従います。
3. 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。
4. 申請者は、貸付が決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、すぐに長崎県社会福祉協議会に届け出します。
5. 申請者は、在学、就労、資格合否等、必要な情報を把握するため、長崎県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。

■申請書に添付する書類

【全ての対象が出す書類】

1. 児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（様式第2号）
2. （申請者が未成年の場合）親権者等法定代理人の同意書（様式第3号）
同意が得られないやむをえない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長からの意見書をもって省略可
3. 児童養護施設退入所者自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
4. 世帯全員の記載のある住民票（個人番号のないもの）

【進学者は、次に掲げる書類を併せて提出】

- （1）大学等に在学することを証明する書類（在学証明書等）
- （2）家賃支援費の貸付を希望する場合には1箇月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

【就職者は、次に掲げる書類を併せて提出】

- （1）雇用されていることを証明する書類（雇用証明書、業務従事証明書等）
- （2）1か月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

【資格取得希望者は、次に掲げる書類を併せて提出】

- （1）資格取得に要する費用を確認できる書類（見積書の写し等）
- （2）大学等に在学している者は、在学していることを証明する書類

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

私は、同意事項に同意のうえ、下記のとおり自立支援資金の貸付を受けたく申請します。

申請者	フリガナ	モリ マチコ		生年月日	西暦 ○○○○年 ○月 ○日生(18 歳) 男・女
	氏名	茂里 町子			
	フリガナ	ナガサキシ□□マチ			
	住所	〒852-0000	長崎市□□町0-00 △△アパート○○号		
電話番号		090-0000-0000		メールアドレス	▲▲@○○
児童養護施設等	施設等名	○ △ □ ホーム			
	所在地	長崎市□□町00-00 電話番号 095-○○○-●●●●			
	退所・解除(予定)年月日	令和 6 年 3 月 31 日			
勤務先	職場名	□ △ ○ ▽ 興産(株)			
	所在地	熊本市中央区○□町 00-00 電話番号 096-○○○-●●●●			
	就職年月日	令和 6 年 4 月 1 日			
進学・在学 学校名	学校名	□ ▽ ○ △ 大学 ○○学科			
	所在地	福岡市東区○□町00-00			電話番号 092-○○○-●●●●
	入学年月日	令和 6 年 4 月 1 日			
卒業予定年月日	令和 10 年 3 月 31 日(予定)				
□就職者	貸付希望 金額および 期間	家賃支 援費	① 1か月あたりの家賃額 円		
			② 勤務先の住宅手当等の額 月額 円		
			③ 申請額 月額 円 (①-②)		
			令和 年 月 から 令和 年 月まで (月分)		
			計 円 (月額上限:生活保護の住宅扶助額)		

様式第1号(裏)

☑進学者	貸付希望 金額および 期間	家賃支 援費	① 1か月あたりの家賃額 ② 住宅補助等の額 月額 ③ 申請額 月額 令和 6 年 4 月 から 令和 10 年 3 月まで (48 か月分) 計 1,440,000 円 (月額上限:生活保護の住宅扶助額)
		生活支 援費	①生活支援費 (月額 50,000 円) 令和 6 年 4 月 から 令和 10 年 3 月まで (48 か月分) ② 医療機関を定期的に受診する場合、月額20,000円 令和 6 年 4 月 から 令和 8 年 3 月まで (24 か月分)※上限24か月 計 3,240,000 円
☑資格取得 希望者	資格取得に要する 費用①	300,000 円	
	①の内訳(受講料、 テキスト代等の内容 と金額)	(技能教習料)	220,000 円
		(学科教習料)	50,000 円
		(検定料他)	30,000 円
	②資格取得等特別加算 費(児童入所施設措置 費等国庫負担金)の額	56,000 円	
	③資格取得にあたり、他 の公的援助等を受けて いる額	0 円	
	貸付希望金額④ (①－②－③)	資格取得支援費 244,000 円 (上限250, 000円)	
	資格名	普通車運転免許	
実施機関名	□ ○ △ 自動車学校		
資格取得 予定日	令和 6 年 5 月 31 日		
他の貸付の申込 みの有無	有 ・ 無	ある場合、資金名称	

当該申請に基づき自立支援資金の貸付が承認された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連 帯 保 証 人	フリガナ	モ リ マチオ		生年月日	昭和 45年 4月 1日生(49歳)		
	氏名	茂 里 町 男 茂里印					
	住 所	〒852-0000 長崎市〇〇町1丁目00-00		申請者との 関係	父	世帯員数	3人
				電話番号	095-000-0000		
	職業	会社員	勤務先名称	〇 〇 産業			
	前年度年収 (住民税納税額)	351万円 (00万円)	勤務先住所	〒852-0000 長崎市〇〇町〇〇-〇〇			

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

1. 申請者は、この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
2. 申請者は、本資金の関係法令および規程等に従います。
3. 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。
4. 申請者は、貸付が決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、すぐに長崎県社会福祉協議会に届け出します。
5. 申請者は、在学、就労、資格合否等、必要な情報を把握するため、長崎県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。

■申請書に添付する書類

【全ての対象が出す書類】

1. 児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（様式第2号）
2. （申請者が未成年の場合）親権者等法定代理人の同意書（様式第3号）
同意が得られないやむをえない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長からの意見書をもって省略可
3. 児童養護施設退入所者自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
4. 世帯全員の記載のある住民票（個人番号のないもの）

【進学者は、次に掲げる書類を併せて提出】

- （1）大学等に在学することを証明する書類（在学証明書等）
- （2）家賃支援費の貸付を希望する場合には1箇月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

【就職者は、次に掲げる書類を併せて提出】

- （1）雇用されていることを証明する書類（雇用証明書、業務従事証明書等）
- （2）1か月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

【資格取得希望者は、次に掲げる書類を併せて提出】

- （1）資格取得に要する費用を確認できる書類（見積書の写し等）
- （2）大学等に在学している者は、在学していることを証明する書類

長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 意見書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

〒 -
住所

Tel () -

児童養護施設等または
こども・女性・障害者支援センターの名称

施設長または所長名

印

次の者が児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付を受けることについての意見は下記のとおりです。

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	西暦 年 月 日 (歳) 男 ・ 女
貸 付 資 金	☐ 生活支援費 ☐ 家賃支援費 ☐ 資格取得支援費
退所・解除(予定) 年月日	平成・令和 年 月 日
貸付に対する 意見	
保護者等からの経済 的な支援に関する意 見	

※ 当該児童の人物や自立に向けた意欲、貸付の必要性等について記入してください。
※ 当該児童が「親権者等法定代理人の同意書(様式第3号)」を準備できない場合は、このことについても意見を付してください。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 親権者等法定代理人同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

親権者等法定代理人住所
〒 -

TEL () -

フリガナ

親権者等法定代理人氏名

印

(申請者との関係)

次の者が児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付を受けることについて同意します。

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日 (歳) 男・女
貸付資金	☐ 生活支援費 ☐ 家賃支援費 ☐ 資格取得支援費
備 考	

(同意書)

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2. 個人情報の取得について

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けに際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、県外の都道府県社会福祉協議会、児童養護施設等、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部に対しての個人情報の提供を除き、第三者へ提供することは致しません。

ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産などの保護のために必要がある場合。
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼす恐れがある場合。

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面又はコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人でデータを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を含んでいます。

また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、償還が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がなされた場合には、本人であることを確認したうえで、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人または第三者の権利利益を害する恐れがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会長 様

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 令和 年 月 日

貸付申請者 _____ 印 連帯保証人 _____ 印

※貸付申請者、連帯保証人 各々について、署名（本人自筆）押印し、期日を記載してください。

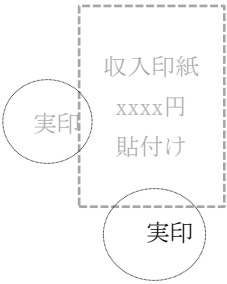
長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付
(生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費)借用書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

借受人氏名	
-------	--

私は、次のとおり長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付(生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費)の決定を受けました。
この資金は貴会の規定に従い貸付規程を遵守することを誓約いたします。
なお、本貸付規程に定める事項を履行できなくなったときは規定に従い返還いたします。

生活支援費	貸付番号:
	借用期間:
	借用金額:
家賃支援費	貸付番号:
	借用期間:
	借用金額:
資格取得支援費	貸付番号:
	借用金額:
借用金額合計	円



【借 受 人】

自署すること

住所

氏名

実印

【法定代理人】

自署すること

住所

氏名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

【連帯保証人】

住所

氏名

実印

* 法定代理人および連帯保証人を設定したときにはそれぞれ記載すること
* それぞれの印鑑登録証明書を添付し、印鑑登録証明書の印鑑を押印すること

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 振込口座申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ㊟

令和 年 月 日に貸付決定となった児童養護施設退所者等に対する自立支援資金について、下記の金融機関口座に資金を振り込みいただきますよう申請いたします。

記

振込 口座	金 融 機 関	支 店
	預金の種類	普 通 預 金
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	

※振込口座は借受人名義の口座をお願いします。(原則)
※上記口座の通帳の写し(口座情報の頁)を添付してください。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 印

借受人電話番号

私が借りています標記資金の貸付を、下記のとおり辞退します

記

貸与No.	
大学等名 就業先名	
辞退年月日	令和 年 月 日
辞退理由	
辞退する自立支援 資金	☐ 生活支援費(令和 年 月 日以降) ☐ 家賃支援費(令和 年 月 日以降) ☐ 資格取得支援費
貸付決定金額	円
辞退金額	円
返還予定金額	円

家賃支援費 貸付変更申請書

申請者	フリガナ			生年月日	西暦	年	月	日生(歳)	男・女
	氏名								
	郵便番号	フリガナ							
		住所							
電話番号(自宅)					電話番号(携帯)				
貸付決定額		家賃支援費 円(月額 円) 平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月まで (か月分)							
既交付済額		家賃支援費 円(月額 円) 平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月まで (か月分)							
変更後の貸付希望金額および期間		① 1箇月あたりの家賃額 円 ② 住宅手当等の額 月額 円 ③ 家賃支援費 (月額 円) (③≦①－②) 平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月まで (か月分) 計 円							
変更年月日		令和 年 月 日							

同意事項(裏面記載)に同意のうえ、上記のとおり自立支援資金の貸付を受けたく変更申請します。
令和 年 月 日 貸付申請者 (印)

当該申請に基づき自立支援資金の貸付が承認された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。
令和 年 月 日 連帯保証人 (印)

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

1. 申請者は、この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。

2. 申請者は、本資金の関係法令および規程等に従います。

3. 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。

4. 申請者は、貸付が決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、すぐに長崎県社会福祉協議会に届け出します。

5. 申請者は、在学、就労、資格可否等、必要な情報を把握するため、長崎県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。

- 申請書に添付する書類
- 1 箇月の家賃額がわかるもの（賃貸契約書の写し等）

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 返還計画書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付No.
借受人住所

借受人氏名 ⑩

借受人の法定代理人住所

借受人の法定代理人氏名 ⑩

連帯保証人住所

連帯保証人氏名 ⑩

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付規程第13条の規定に基づき、次の計画のとおり自立支援資金を返還します。

大学等名称 養成施設名称		令和 年 月 卒業・卒業見込
就業先名称		
返還事由 * 該当番号に ○印	1 貸付の契約解除 2 辞退 3 大学等を卒業後、就職しなかった 4 資格取得する見込みがなくなった 5 返還免除となる期間を満たさずに業務に従事しなくなった 6 その他()	
返還事由 発生年月日	平成・令和 年 月 日	
返還額	貸付金額① 円 (生活支援費 円) (家賃支援費 円) (資格取得支援費 円)	
	返還免除額② 円	
	返還額①－② 円	
返還期間	平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日までの か月間	
返還方法	一括 月賦 半年賦	
返還月額・回数	第1回目以降 円 ・ 最終回 円 の 回払い	

回	返還期日	返還金額	返還金残額	回	返還期日	返還金額	返還金残額
1				61			
2				62			
3				63			
4				64			
5				65			
6				66			
7				67			
8				68			
9				69			
10				70			
11				71			
12				72			
13				73			
14				74			
15				75			
16				76			
17				77			
18				78			
19				79			
20				80			
21				81			
22				82			
23				83			
24				84			
25				85			
26				86			
27				87			
28				88			
29				89			
30				90			
31				91			
32				92			
33				93			
34				94			
35				95			
36				96			
37				97			
38				98			
39				99			
40				100			
41				101			
42				102			
43				103			
44				104			
45				105			
46				106			
47				107			
48				108			
49				109			
50				110			
51				111			
52				112			
53				113			
54				114			
55				115			
56				116			
57				117			
58				118			
59				119			
60				120			

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 印

借受人電話番号

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還金の支払いの猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付No.			
貸付期間	平成・令和 年 月 日 から	貸付金額	生活支援費 円
	令和 年 月 日まで		家賃支援費 円
			資格取得支援費 円
			合計 円
希望猶予期間	平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
猶予の理由 *該当番号に○印	1. 貸付けを受けた進学者が自立支援資金の貸付契約が解除されたが引き続き大学等に在学中である 2. 貸付けを受けた資格取得希望者が児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中である 3. 貸付けを受けた資格取得希望者が大学等に在学している 4. 借受人が就業している 5. 災害、疾病、負傷、育児休業により就業が困難 6. その他()		

- ※申請の際には、次の書類を添付してください。
- 1. 猶予の理由の1、3の場合、大学等に在学していることを証する書類(在学証明書)
 - 2. 猶予の理由の2の場合、児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中であることを証する書類
 - 3. 猶予の理由の4の場合、業務従事証明書
 - 4. 猶予の理由の5の場合、その事由を証する書類(罹災証明書、診断書等)

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 返還当然免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人・相続人 住所
(該当部分に○)
氏名 印
電話番号

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還金の返還について、次のとおり免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

貸付No.			
貸付金額	円		
返還免除理由 * 該当番号に○印	進学者	1. 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。 2. 前項に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき。	
	就職者	1. 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。 2. 前項に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき。	
	資格取得希望者	1. 就職した日から2年間(大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間)引き続き就業を継続したとき。 2. 前項に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。	
返還免除発生日	平成 年 月 日	大学等卒業日	平成 年 月 日
業務の従事状況	期間	従事年数	従事先
	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで	年 月	
	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで	年 月	
	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで	年 月	

※届出の際には、次の書類を添付してください。

1. 返還免除理由が各区分1の場合は、業務従事証明書
ただし、進学者および資格取得希望者は併せて卒業証書の写し

2. 返還免除理由が各区分2の場合で、心身の故障が業務に起因する場合は診断書および心身の故障が業務に起因することを証明する書類、借受人が死亡した場合は死亡診断書およびその死亡が業務に起因するものであることを証明する書類
なお、借受人が死亡の場合はその相続人が届け出てください。

業務従事証明書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

事業所の所在地
〒 -

TEL () -

事業所の名称

事業所の長の職および氏名



次のとおり、業務に従事していることを証明します。

業務従事者	氏名	
	住所	
業務の種類		
勤務形態	正規職員(週 時間勤務)	
	非常勤職員・パート・その他() (週 時間勤務)	
業務従事期間	1.平成・令和 年 月 日から現在も業務に従事 中断(休業)期間 平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで 中断(休業)理由()	
	2.平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで業務に従事 中断(休業)期間 平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで 中断(休業)理由()	

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 返還裁量免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人・相続人
(該当部分に○)

住所
氏名
電話番号

印

標記資金の返還金の返還について、次のとおり返還の免除を受けたいので、申請します。

貸付No.						
貸付金額	円					
返還免除 申請額	円					
返還免除 理由 * 該当番号 に○印	1. 貸付けを受けた進学者または就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上 就業を継続したとき。 2. 貸付けを受けた資格取得希望者が1年以上就業を継続したとき。 3. 死亡し、または心身の故障その他特別の理由により返還ができなくなったため。 具体的な理由を記入してください。					
返還免除 発生日	令和 年 月 日					
業務の従事 状況	期間			従事年数	従事先	
	平成・令和 平成・令和	年 月 日から 年 月 日まで		年 月		
	平成・令和 平成・令和	年 月 日から 年 月 日まで		年 月		
	平成・令和 平成・令和	年 月 日から 年 月 日まで		年 月		

※申請の際には、次の書類を添付してください。

1. 返還免除理由が1および2の場合は、業務従事証明書

2. 返還免除理由が3の場合で、死亡の場合は死亡診断書を、心身の故障等の場合は診断所等
その理由を証する書類

なお、借受人が死亡の場合はその相続人が届け出てください。

氏名等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人・連帯保証人 住所
(該当部分に○)

氏名 印

電話番号

次のとおり氏名(住所)を変更したので届け出ます。

貸与No.		
新	フリガナ	
	借受人 (連帯保証人) 住所	〒 ー Tel () ー
	フリガナ	
	氏名	
旧	フリガナ	
	借受人 (連帯保証人) 住所	〒 ー Tel () ー
	フリガナ	
	氏名	
変更年月日		令和 年 月 日
変更理由		

※家賃費貸付期間中に住所を変更した場合には、1箇月の家賃額がわかるものを
(賃貸契約書の写し等)を添付してください。
その他は住民票を添付してください。

休学·退学·停学·留年届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

印

借受人電話番号

(該当番号に○印)

次のとおり

1. (休学 ・ 退学)するので届け出ます。
2. 停学になったので届け出ます。
3. 留年したので届け出ます。
4. その他()なので届け出ます。

貸付No.	
退学・留年 年月日	令和 年 月 日
休学・停学期間	平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
大学等・養成施設名	
大学等・養成施設長	
⑩	

復 学 届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ㊞

借受人電話番号

次のとおり復学したので届け出ます。

貸付No.	
復学年月日	令和 年 月 日
休学・停学期間	平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 大学等・養成施設名 大学等・養成施設長 ㊞	

卒 業 届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ㊟

借受人電話番号

次のとおり卒業したので届け出ます。

貸付No.	
卒業年月日	令和 年 月 日
大学名 養成施設名	

※卒業証書の写しを添付してください。

就業先変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ㊟

借受人電話番号

次のとおり就業先を変更したので届け出ます。

貸付No.		
新就業先	事業所の所在地	〒 ー Tel () ー
	事業所名	
	就業期間	平成・令和 年 月 日より勤務
旧就業先	事業所の所在地	〒 ー Tel () ー
	事業所名	
	就業期間	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで勤務 (勤務年数: 年 月)

※新就業先および旧就業先それぞれの長から発行された業務従事証明書(様式第11-2号)を添付してください。

退職届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ㊟

借受人電話番号

次のとおり退職したので届け出ます。

貸付No.	
退職年月日	令和 年 月 日
退職した 事業所名 従事期間	事業所名称 平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで勤務
退職理由	

求職活動実施状況届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 印

借受人電話番号

次のとおり求職活動を行いましたので届け出ます。

貸付No.			
求職登録日		令和 年 月 日	求職者番号
求職活動期間		平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
（該当するものにチェックしてください） 求職活動内容	☐	①求人への応募	回
	☐	②公共職業安定所等が行う職業相談・職業紹介等	回
	☐	③公的機関等が行う個別相談が可能な企業説明会参加等	回
	☐	④職業訓練等を受講（平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日）	
	☐	⑤就労系障害福祉サービス等を利用している	

求職活動内容に応じて、以下の書類を添付してください

- ・求職活動が①の場合は、求人への応募をしたことを証する書類の写しまたは、求職活動確認票（求職活動確認票には、就労支援機関等担当者からの確認の押印をもらってください）
- ・求職活動が②または③の場合は、職業相談、職業紹介などの活動を行ったことを証する書類の写し、または求職活動確認票（求職活動確認票には、就労支援機関等担当者から確認の押印をもらってください。）
- ・求職活動が④の場合は、職業訓練等を受講していることを証する書類（職業訓練受講の証明書の写しまたは支援計画書の写し等）
- ・求職活動が⑤の場合は、就労系障害福祉サービスを利用していることを証する書類（利用決定通知の写し等）

資 格 取 得 届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ㊟

借受人電話番号

次のとおり資格を取得したので届け出ます。

貸付No.	資格取得年月日	取得資格名称
	年 月 日	

【備考】 取得した資格がわかる書類(例えば運転免許証等の写し)を添付してください。

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人の相続人(本人との続柄:)

住所 〒 -

氏名 Tel () - 印

次のとおり借受人が死亡したので届け出ます。

貸付No.	
借受人の氏名	
死亡年月日	平成・令和 年 月 日
死亡理由	
大学等・就業先	住所 〒 - 名称 Tel () -
貸付金額	生活支援費 円 家賃支援費 円 資格取得支援費 円 合 計 円

※借受人の死亡診断書を添付してください。

業務従事報告書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

事業所等	法人名	
	事業所 名称	
	所在地	〒 - TEL() -
業務の種類		
勤務形態	正規職員(週 時間勤務)	
	非常勤職員・パート・その他()(週 時間勤務)	
業務開始日	令和 年 月 日	

令和 年 月 日

氏名
(本人自署) 印

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業所の名称

事業所の長の職氏名 印

現 況 報 告 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名 ⑩

借受人電話番号

次のとおり、令和 年 4月 1日現在の現況を報告します。

勤務先 又は 学校名	所在地	(〒 ー) 電話 ()
	名称	
	職種 又は 学部学科／学年	

【ご注意】

1 生活支援費及び家賃支援費をご利用の方は、返還債務の手続きが完結するまでの間、当該年の4月1日の現況について毎年4月15日までに県会協会長に報告しなければなりません。その際は、修学中の方は在学証明書を、在職中の方は業務従事報告書(様式第22号)を添付してください。
2 また、下記事項に該当した場合は、別途届が必要となりますので、遅滞なく所定の届出を提出してください。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき
 氏名等変更届(様式第13号)
- (2) 休学、退学、停学、留年したときその他の処分を受けたとき
 休学・退学・停学・留年届(様式第14号)
- (3) 復学したとき
 復学届(様式第15号)
- (4) 卒業したとき
 卒業届(様式第16号)
- (5) 業務の従事先を変更したとき
 就職先変更届(様式第17号)
- (6) 業務に従事しなくなったとき。
 退職届(様式第18号)
- (7) 求職活動を行ったとき
 求職活動実施状況届(様式第19号)

連帯保証人変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付No.
借受人住所
借受人氏名 印
借受人電話番号

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金に係る債務の連帯保証人を下記のとおり変更したいので届け出ます。

1. 旧連帯保証人

氏名	
住所	〒 ー Tel () ー

2. 新連帯保証人

私は、旧連帯保証人に代わり上記の借受人が借受を受けた自立支援資金について、連帯して返還の債務を負担します。

フリガナ	
氏名	印 (登録実印)
住所	〒 ー Tel () ー
生年月日	年 月 日 (歳)
職業	
就業先名称	
就業先住所	〒 ー Tel () ー
前年度年収 (住民税納税額)	(万円 円)
本人との続柄	

3. 変更

変更年月日	令和 年 月 日
変更理由	

※印鑑登録証明を添付してください

提出書類と一緒に、本チェックリストも施設・児童相談所に提出してください。

児童養護施設等退所者に対する自立支援資金申請チェックリスト

施設等名

申請者氏名

【記載内容確認チェック】

No	内容		チェック	備考
1	申請書（様式第1号） 【申請者記載欄】 両面	すべて記入した	☐	本人が直筆する
2		押印した	☐	
3		申請金額は正しい	☐	
4	申請書（様式第1号） 【連帯保証人がいる場合】	すべて記入した	☐	
5		押印した	☐	
6	児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付における個人 情報の取扱同意書（様式第4号）	申請者（と連帯保証人がいる場合） の氏名は、様式第1号と同じ	☐	
7		押印した	☐	

【提出書類チェック】

No	書類名	チェック	備考
1	【全員】申請書（様式第1号）	☐	
2	【全員】児童養護施設長又は児童相談所長の意見書（様式第2号）	☐	
3	親権者等法定代理人の同意書（様式第3号）	☐	※1
4	【全員】児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報取扱同意書（様式第4号）	☐	
5	【全員】申請者の世帯全員分の住民票（個人番号の記載のないもの）	☐	
6	【全員】通帳のコピー（表紙裏。銀行名・支店名・口座番号の記載頁）	☐	
7	【進学者】【資格取得希望者】大学等の在学証明書	☐	※2
8	【進学者】【就職者】家賃貸付希望の場合は、1か月分の家賃が分かる賃貸契約書のコピー	☐	
9	【就職者】雇用されていること（すること）を証明する書類	☐	※3
10	【資格取得希望者】資格取得費用が分かる見積書のコピーなど	☐	
11	【進学者】【就職者】収支計画書	☐	※4

※1. 法定代理人の同意が取れない場合は不要です（様式第2号に関連する意見をご記入ください）。

※2. 措置解除前に生活支援費・家賃支援費を申請する場合は、進学先の入学許可証等を提出し、入学後速やかに在学証明書をご提出ください。

※3. 措置解除前に家賃支援費を申請する場合は、就職後速やかに業務従事報告書（様式第4号）または雇用されていることを証明する書類（雇用通知書等）をご提出ください。

※4. 日本学生支援機構の奨学金に申請している方は、必ず提出してください。

【施設・児童相談所の担当者様へ】

- ・上記書類が揃ったら記入漏れを確認し、チェックリストと申請書類を県社協へご郵送ください。
- ・申請書類を受付後、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。